

所得制限額について

●所得判定方法

対象者の所得 - 下記所得控除額 < 下記限度額 で助成対象となります。

(所得とは) 給与所得者の場合…給与所得 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額)

事業所得者の場合…事業所得 (確定申告の所得金額)

◎ ひとり親医療費助成制度の所得額は前々年中の税法上の所得金額に養育費の8割を加えたものです。

ただし受給者が父または母以外の場合 (養育者等)、養育費は加えません。

◎ 本人の所得が限度額内でも、扶養義務者等 (曾祖父母、祖父母、父母、兄弟姉妹、子、孫、曾孫) の所得が限度額を超過すると、助成対象外となります。

●所得限度額

単位：円

	扶養親族の人数				
	0人	1人	2人	3人	4人
申請者	1,920,000	2,300,000	2,680,000	3,060,000	3,440,000
扶養義務者・配偶者 ・孤児等の養育者	2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	3,880,000

◎ 扶養人数が1人増えるごとに、38万円加算されます

●所得控除

	控除額				
	社会保険料	雑損	医療費	小規模企業 共済等掛金	肉用牛売却による 事業所得
対象者全員	80,000	控除相当分	控除相当分	控除相当分	所得相当分

	本人についての控除					
	配偶者特別	寡婦 (夫)	特別寡婦	勤労学生	障害者	特別障害
申請者	控除相当分	0 ※注 (1)	0 ※注 (1)	270,000	270,000	400,000
扶養義務者・配偶者・ 孤児等の養育者	控除相当分	270,000	350,000	270,000	270,000	400,000

※注 (1)：未婚の父または母にも適用されます。別途申請が必要です。

	扶養親族についての控除				
	同一生計配偶者 (70歳以上の者に限る)	老人扶養	特定扶養 ※注 (2)	障害者	特別障害
申請者	100,000	100,000	150,000	270,000	400,000
扶養義務者・配偶者・ 孤児等の養育者	0	60,000 ※注 (3)	0	270,000	400,000

※注 (2)：16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がいる場合、申立てにより上記金額を控除します。

※注 (3)：扶養親族が、計2人以上の場合に適用 (老人扶養親族のみの場合は、2人目から)